

北海道土地利用審査会傍聴要領（案）

1 傍聴する場合の手続

- (1) 北海道土地利用審査会の傍聴を希望する方は、事前に事務局に申し込みをしてください。（定員になり次第、申込の受付を終了します。）
- (2) 会議の開催予定時刻までに、受付で氏名、住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。

2 傍聴するに当たっての守るべき事項

傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 一部非公開とする議題（個人のプライバシーや法人等の利害関係等に関わるもの）については、非公開としますので、この間は退出してください。
- (2) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (3) 会議において、飲食などはできません。
- (4) 会議において、写真撮影、録画、録音等はありません。ただし、北海道土地利用審査会会長が認めた場合は、この限りではありません。
- (5) その他会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は、事務局の指示に従ってください。おわかりにならないことがあれば事務局にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。